

専用サービス契約約款【現改比較表】 2026年4月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

▲専用サービス契約約款（平成11年経企第27号）

実施 平成11年7月1日

料金表

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第2類 高速デジタル伝送サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 他社接続回線との接続に係る基本額の適用	<p>他社接続回線（他社接続共用回線となるものを除きます。）と接続する専用回線の基本回線専用料は、<a href="#">次のア又はイの規定により適用</a>します。</p> <p>ただし、この表の(5)欄に規定する取扱所回線を含む専用回線に係る基本額の適用となる場合又は(11)欄に規定するアクセス回線共用に係る基本回線専用料の適用となる場合は、この限りではありません。</p> <p>この場合、(5)欄又は(11)欄により適用します。</p> <p><a href="#">ア その専用回線の両端と接続する他社接続回線に係る協定事業者がNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社の</a> <a href="#">の</a> <a href="#">2-1（基本額）のアに規定する額を適用</a>します。</p> <p><a href="#">イ その専用回線の少なくとも一端と接続する他社接続回線に係る協定事業者がNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社以外のもの</a> <a href="#">の</a> <a href="#">2-1（基本額）に規定する相互接続点相互間の部分と他社接続回線の部分（接続する他社接続回線の協定事業者ごとの額とします。）の額を合算して適用</a>します。</p>
(8)～(20) (略)	(略)

▲専用サービス契約約款（平成11年経企第27号）

実施 平成11年7月1日

料金表

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第2類 高速デジタル伝送サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 他社接続回線との接続に係る基本額の適用	<p>他社接続回線（他社接続共用回線となるものを除きます。）と接続する専用回線の基本回線専用料は、<a href="#">2-1（基本額）のアに規定する額を適用</a>します。</p> <p>ただし、この表の(5)欄に規定する取扱所回線を含む専用回線に係る基本額の適用となる場合又は(11)欄に規定するアクセス回線共用に係る基本回線専用料の適用となる場合は、この限りではありません。</p> <p>この場合、(5)欄又は(11)欄により適用します。</p>
(8)～(20) (略)	(略)

専用サービス契約約款【現改比較表】 2026年4月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

2 料金額

2-1 基本額

2-1-1 分岐回線以外の部分

(1) 高速品目

ア～イ (略)

ウ 他社接続回線に係るもの

(ア)～(オ) (略)

(カ) C o l tテクノロジーサービス株式会社に係るもの

A 64kb/sのもの

① 他社接続回線の部分

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

<u>回線距離</u>	<u>料金額</u>
	<u>サービスクラスがエコノミークラスのもの</u>
<u>20kmまでのもの</u>	<u>21,000円(23,100円)</u>
<u>備考 保守の態様によるサービスクラスがエコノミークラスのものとの接続について、保守の区別がタイプ2相当のものとして接続します。</u>	

B 128kb/sのもの

① 他社接続回線の部分

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

<u>回線距離</u>	<u>料金額</u>
	<u>サービスクラスがエコノミークラスのもの</u>
<u>20kmまでのもの</u>	<u>32,000円(35,200円)</u>
<u>備考 保守の態様によるサービスクラスがエコノミークラスのものとの接続について、保守の区別がタイプ2相当のものとして接続します。</u>	

C 1.5Mb/sのもの

① 他社接続回線の部分

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

<u>回線距離</u>	<u>料金額</u>
-------------	------------

2 料金額

2-1 基本額

2-1-1 分岐回線以外の部分

(1) 高速品目

ア～イ (略)

ウ 他社接続回線に係るもの

(ア)～(オ) (略)

(カ) 削除

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2026年4月1日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

	<u>サービスクラスがエコノミークラスのもの</u>
<u>20kmまでのもの</u>	135,000円(148,500円)
<u>備考 保守の態様によるサービスクラスがエコノミークラスのものとの接続について、保守の区別がタイプ2相当のものとして接続します。</u>	

- (2) 削除
- 2-1-2 (略)
- 2-2 (略)
- 第2 (略)

- (2) 削除
- 2-1-2 (略)
- 2-2 (略)
- 第2 (略)

附 則 (令和8年3月25日 C N S 2サ第000400019069-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。